

## 常総市障がい者活躍推進計画

機関名	常総市／常総市教育委員会
任命権者	常総市長／常総市教育委員会教育長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
常総市における障がい者雇用に関する課題	令和8年7月以降に法定雇用率が3.0%に改められることから、引き続き障がい者の積極的な採用活動に努めていくことはもとより、障がい者である職員の活躍を持続的に推進するために、更なる体制整備や取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）毎年の任命状況通報により把握・進歩管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任命状況報告のタイミングで、人事記録をもとに、前年度採用者の定着状況を把握・進歩管理。
③満足度に関する目標	満足度を得ながら働くことができる職場を目指す。 （評価方法）在職している障がい者に対し、アンケート調査を実施し、把握・進歩管理。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として人事課長及び学校教育課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員として人事課職員を選任する。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、茨城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○適宜、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職場環境	○本人からの要望を踏まえ、障がいの特性に応じた職場環境の整備に努める。 ○定期的に面談を実施し、必要な配慮等を把握し、継続的に必要

	<p>な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置に講じるに当たっては、本人からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを除外し、又は特定の障がいに限定すること。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定すること。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。</li> </ul>
(3)働き方	<p>○時差出勤制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や療養休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4)その他の人事管理	<p>○本人からの要望を踏まえ、障がいの特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置を検討する。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や、通院への配慮等の取組を行う。</p>
<b>4 その他</b>	
	<p>○国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会としてマルシェの開催といった販売の場の提供、特別支援学校等との人的交流など（具体的には、職場体験や実習の受入れ、情報連絡会）を実施する。</p>